

私たち、みたけ台小学校「PTA」の基本的なあり方を示したのがこの規約です。私たちの会は、子どもの幸せな成長のために、話し合い学習を基盤として、保護者と教職員が話し合い、学びあい、理解し、協力し合うことによって、子どもと共に育っていくことを目指します。

あゆみ

世の中が多様化、複雑化していくに従い、子どもをとりまく環境は深刻になり、学校と家庭・地域社会の協力・連携が望まれるようになりました。みたけ台小学校では保護者と教師が本音で話し合える場がほしい、また、学級委員会と地区委員会をより充実させ連携させる組織をという声で、以下のような経過をたどり、現在に至っています。

- | | |
|-----------|--|
| 昭和 58年 3月 | PTAについて学び、この学校にあう形を話し合い、父母・教師の声を聞いていく「父母と教師の連携を進める会」検討委員会が発足 |
| 59年 1月 | PTA設立についてのアンケートの結果、92.9%の賛成を得る |
| 59年 4月 | PTA設立準備委員会発足
規約原案作成 |
| 60年 3月 | 全体会を経て原案完成 |
| 60年 4月 | 設立総会 |
| 平成 3年 4月 | 横浜市PTA連絡協議会（市P連）に加入
緑区PTA連絡協議会（区P連）に加入
（現青葉区） |
| 5年 4月 | 成人委員会と保健委員会が常置委員会となる |
| 9年 4月 | 「横浜市立みたけ台小学校PTA」と名称変更 |
| 15年 4月 | 学年学級委員会・成人委員会・保健委員会を統合、校内委員会となる
広報委員会が常置委員会となる
地区委員会が校外委員会に名称変更となる |
| 21年 2月 | 選挙管理委員会が推薦委員会に名称変更となる |
| 27年 7月 | 広報委員会が校内委員会の係活動に変更となる |

みたけ台小学校 P T A 規約

第一章 会の活動

第1節 会の名称・目的

- 第1条 本会は、昭和60年4月16日をもって発足し、「横浜市立みたけ台小学校PTA」（以下「この会」という）と称し、同校内に事務局を置く。
- 第2条 この会は、保護者と教職員が協力して活動することにより、子どもの幸福かつ健全な成長に寄与することを目的とする。
- 第3条 この会は、子どもの学習環境および登下校の安全等の地域内の安全をより良いものにするよう努力する。この目的を達するため、必要に応じて自治体等関係諸機関に働きかける。
- 第4条 この会は、いかなる団体の干渉も受けない。また、いかなる営利的・宗教的・政治的な活動を行わず、これらの目的を有する事業に関係しない。
- 第5条 この会は、学校の管理運営および教職員人事に干渉しない。
- 第6条 この会の活動は、会員の総意に基づき、自主的・民主的・協力的に行う。

第2節 会員

- 第7条 この会の会員となることができる者は、みたけ台小学校在校生の保護者（保護者に代わる者がある場合にはその者）と教職員とする。
- 第8条 入会は、各家庭ごとに行い、採決のときは一家庭一票とする。
- 第9条 会員は、すべて平等な権利をもち、各会議において議長の許可を得て発言できる。
- (2) 議事録・帳簿類を閲覧をすること、役員や委員になることができる。
- 第10条 会員は、会費を納め、この会を維持する。
- 第11条 会員は、入会と同時に横浜市PTA連絡協議会および青葉区PTA連絡協議会の会員になる。

第二章 会計

第12条 この会の経費は、会費およびその他の収入をもってこれにあてる。

第13条 会費は、月額単位とし、12ヶ月分を一括で納め、月額は、細則で定める。

(2) 保護者会員は、一家庭ごと、教職員会員は1名あたりとする。

(3) 特別の事情がある場合であって運営委員会が必要と認めた場合、会費は免除される。

(4) 会費は、この会の目的をとげるため以外には使用しない。

第14条 会計年度は4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。

第三章 機関

第15条 この会には、総会・運営委員会・会計監査を置く。

(2) 運営委員会には役員会を置く。

(3) 運営委員会には委員会を置く。

第1節 総会

第16条 総会は、全会員をもって構成される最高議決機関とし、会長が招集する。

(2) 総会には、定期総会・臨時総会・紙面総会がある。

(3) 臨時総会は、運営委員会が必要と認めたときおよび会員の10分の1以上の要求があったときに、会長が招集する。

(4) 紙面総会は、運営委員会が必要と認めたときに、会長が招集する。

第17条 総会では、活動方針・予算等の決議および活動・決算等の報告を行う。詳細は細則に定める。

第18条 総会は、会員の3分の1以上の出席によって成立する。ただし、やむを得ず欠席する場合は、委任状によってかえることができる。紙面総会の場合、3分の1以上の議決権行使をもって成立する。

第19条 議決は、出席者の過半数によって決する。

第20条 総会の議長は、出席者の中から選ばれる。

第21条 総会の議案は、事前に会員に配付する。

第2節 運営委員会

第22条 運営委員会は、この会の運営と活動の責任を持つ最高執行機関とし、会長が招集する。

(2) 運営委員会は、原則毎月1回開催し、会長が必要と認めたまは構成メンバーの4分の1以上の要求があったときに開催することができる。

(3) 運営委員会は、構成メンバーの2分の1以上の出席によって成立し、採決は出席者の過半数で決する。

第23条 運営委員会の構成メンバーは役員・校長・すべての委員会の委員長・副委員長・書記・会計とする。ただし書記・会計はいる場合のみとする。

第24条 運営委員会の任務は、活動方針の作成および予算案の決定等とする。詳細は細則に定める。

第25条 活動方針等の提案および決算等の報告を総会で行う。

【役員会】

第26条 役員会は、運営委員会の内部機関であり会長が招集する。任務は各種議案の提案等とする。

第27条 この会には次の役員を置く。

会 長 1名（保護者）
副会長 2名（保護者）
書 記 3名（保護者2 教務主任1）
会 計 3名（保護者2 副校長1）

第28条 役員は、他の委員（地区連絡員を含む）および会計監査員を兼任することはできない。

第29条 役員の承認は総会で行う。役員の任期は一年間とし、選出方法は細則で定める。会長、副会長、会計、書記の任期を全うした方は永久免除とする。

【委員会】

第30条 運営委員会に設置する委員会は、この会の目的に沿ったものとする。詳細は細則で定める。ただし、校内活動および校外活動に関する委員会をすべて廃止することおよび委員会を設置しないことはできない。

第31条 各委員会は、委員長1名・副委員長1名・担当教職員は1名以上を置く。ただし、運営として必要な場合は、書記1名、会計1名を置く。

第32条 委員集会とは、意見や情報の交換・学び合いを目的として開催し、構成メンバーは教職員・役員・各種委員とする。

(2) 委員集会は、原則年1回開催し、会長が招集する。

(3) 構成メンバーは運営委員会により変更される。

第3節 会計監査

第33条 この会の会計を監査するために2名の会計監査委員を置き、会計監査が円滑に行われるように努める。詳細は細則に定める。

(2) 任期は4月から翌年の3月の1年とし、再任されない。

(3) 会計監査委員は、役員および他の委員（地区連絡員を含む）を兼任することができない。

第四章 細則

第34条 運営委員会は、この規約に反しない限り、この会に必要な細則を制定または改廃することができる。これについて、次期総会に報告する。

第五章 改正

第35条 この規約の改正は、運営委員会が必要と認めた場合または会員の5分の1以上の要求があった場合、総会に提案することができる。

(2) 出席者の3分の2以上の賛成により改正される。

